

地方財政法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）		1
○	国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）（附則第二条関係）		17
○	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）（附則第三条関係）		18
○	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（抄）（附則第三条関係）		19
○	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）（抄）（附則第三条関係）		20
○	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（抄）（附則第三条関係）		21
○	農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（抄）（附則第三条関係）		22
○	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）（附則第四条関係）		23
○	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）（附則第五条関係）		24
○	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）（附則第六条関係）		25

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法） 第十四条 （略） 一 （略） 二 法非適用企業（第四十一条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）に係る特別会計 三 （略） （募集地方債証券等に関して定めなければならない事項） 第三十三条 法第五条の六に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	（実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法） 第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるものの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。 一 法適用企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計 二 法非適用企業（第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）に係る特別会計 三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計 （募集の方法による地方債証券の発行） 第三十三条 地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合においては、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 募集地方債証券等（法第五条の六に規定する募集地方債証券等をいう。以下この条において同じ。）の発行の目的	二 募集地方債証券等の総額	三 各募集地方債証券等の金額	四 募集地方債証券等の利率	五 募集地方債証券等の償還の方法及び期限	六 利息支払の方法及び期限	七 地方債証券を発行するときは、その旨	八 地方債証券等（法第五条の五第二項に規定する地方債証券等をいう。以下同じ。）の債権者が法第五条の八において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨	九 各募集地方債証券等の払込金額（各募集地方債証券等と引換えに払い込む金銭の額をいう。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法	十 募集地方債証券等と引換えにする金銭の払込みの期日	十一 募集地方債証券等の応募額が第二号の募集地方債証券等の総額に達しない場合において、その応募額をもつて当該募集地方債証券等の総額とするときは、その旨	十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。次条及び第四十条第一項において「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨	十三 法第五条の十の規定により共同して地方債証券等を発行するとき
一 地方公共団体の名称	二 地方債証券の総額	三 地方債証券の発行の目的	四 地方債証券の券面金額	五 地方債証券の申込期日及び払込期日	六 地方債の利率	七 地方債の償還の方法及び期限	八 利息支払の方法及び期限	九 地方債証券の発行の価額	十 地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨	十一 地方債証券の募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号	十二 地方債証券の応募額が総額に達しない場合において、その残額を引き受けることを契約した者があるときは、その旨	十三 法第五条の七の規定による地方債であるときは、その事実及び各

は、その旨及び各地方公共団体の負担部分

十四 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
(削る)

(地方債原簿の記載事項)

第三十四条 法第五条の七に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第四号から第八号まで及び第十三号に掲げる事項その他の地方債証券等の内容特定するものとして総務省令で定める事項(次号及び第三十九条において「種類」という。)
- 二 種類ごとの地方債証券等の総額及び各地方債証券等の金額
- 三 各地方債証券等と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日
- 四 地方債証券等の債権者(無記名式の地方債証券及び社債等振替法の規定の適用を受けることとされた地方債(以下「振替地方債」という。)(の債権者を除く。)(の氏名又は名称及び住所
- 五 前号の地方債証券等の債権者が各地方債証券等を取得した日
- 六 地方債証券を発行したときは、地方債証券の番号、発行の日、地方債証券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の地方債証券の数

地方公共団体の負担部分

十四 名義書換代理人を置いたときは、その氏名及び住所並びに営業所
2 地方債証券の募集に応じようとする者は、前項の地方債証券申込証に、その取得しようとする地方債証券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

(地方債証券の引受けの場合の特則)

第三十四条 前条の規定は、契約により地方債証券の総額を引き受ける者がある場合においては、適用しない。地方債証券の募集の委託を受けた会社が自ら地方債証券の一部を引き受ける場合において、その一部について、同様とする。

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項			
2 振替地方債についての地方債原簿には、当該振替地方債について社債等振替法の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。			
(地方債証券等に関する技術的読替え)			
第三十五条 法第五条の八の規定において地方公共団体が地方債証券等を発行する場合について会社法の規定を準用する場合には、これらの規定中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、「無記名社債」とあるのは「無記名式の地方債証券」と、「社債発行会社」とあるのは「発行団体」と、「代表者」とあるのは「長」と、「社債券」とあるのは「地方債証券」と、これらの規定（同法第六百七十七条第一項の規定を除く。）中「募集社債」とあるのは「募集地方債証券等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第六百七十七条	前条の	地方財政法第五条の六の	
第一項	募集社債	募集地方債証券等（同条に規定する募集地方債証券等をいう。以下同じ。）	
第六百七十七条	商号	名称	

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

第三十五条 地方債証券の応募額が第三十三条第一項の地方債証券申込証に記載した地方債証券の総額に達しない場合においても、当該地方債証券を成立させる旨を同項の地方債証券申込証に記載したときは、その応募額をもつて当該地方債証券の総額とする。

第一項第一号	第六百七十七條	第一項第二号	第六百七十七條	第二項	第六百七十七條	第二項第三号	第六百七十七條	第三項	第六百七十七條	第四項	第六百七十七條
	前条各号に掲げる		前条の		会社が前条第九号の 最低金額を定めた きは、希望する払込 金額	電磁的方法			規定は、会社が同項 各号に掲げる事項を 記載した金融商品取 引法第二条第十項に 規定する目論見書を 第一項の申込みをし ようとする者に対し て交付している場合		
地方財政法第五条の六に 規定する政令で定める	地方財政法第五条の六の	前二号に掲げるもののほ か、総務省令で定める事 項	電磁的方法（電子情報処 理組織を使用する方法そ の他の情報通信の技術を 利用する方法であつて総 務省令で定めるものをい う。）	規定は、							

		第六百七十九条		第六百八十条		第六百八十条第二号		第六百八十二条第一項	
その他	適用しない			社債権者		前条		社債権者（総額	
				社債権者		社債権者（		社債権者を	
				当該社債権者				社債原簿に	
								記録された社債原簿	
								記載事項	
								当該社債原簿記載事	
適用しない。地方債証券等の募集の委託を受けた者が契約によりその募集地方債証券等の一部の引受けを自ら行う場合において、その一部についても、同様とする	債権者	前条前段又は後段		総額又はその一部		地方債証券等の債権者（		債権者を	
								当該地方債証券等の債権者	
								地方債原簿に	
								記録された地方債原簿	
								記載事項（地方財政法第五	
								条の七に規定する政令で	
								定める事項をいう。以下	
								同じ。）	
								当該地方債原簿記載事項	

第六百八十八條	第三項	第六百八十五條	第一項	第六百八十五條	第一項		第六百八十四條			第六百八十三條	
社債原簿		社債権者	社債原簿	社債権者	社債原簿管理人	本店	社債原簿を	社債原簿に	社債原簿の	社債原簿管理人	電磁的記録
地方債原簿		地方債証券等の債権者	地方債原簿	地方債証券等の債権者	地方債原簿管理人	主たる事務所	地方債原簿を	地方債原簿に	地方債原簿の	地方債原簿管理人	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

第一項			
第六百九十条第一項	社債権者		債権者
	社債原簿記載事項		地方債原簿記載事項
	社債原簿に		地方債原簿に
第六百九十一条第一項	社債原簿記載事項		地方債原簿記載事項
	社債原簿に		地方債原簿に
第六百九十一条第二項	社債権者		債権者
	社債原簿		地方債原簿
第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項、第六百九十五条第一項及び第六百九十五条の二第一項	社債原簿		地方債原簿
第六百九十五条の二第二項	第六百八十一条第四号の社債権者		地方債証券等の債権者（無記名式の地方債証券の債権者を除く。）
	社債原簿		地方債原簿
第六百九十五条の二三第三項	社債原簿記載事項とあるのは「記録された社債原簿記載事項		地方債原簿記載事項（地方財政法第五条の七に規定する政令で定める事項

	社債権者	地方債証券等の債権者
第七百九条第一項	社債管理者	地方債証券等の管理の委託を受けた者
第七百九条第二項	社債管理者	地方債証券等の管理の委託を受けた者
項	社債権者	地方債証券等の債権者

（募集の場合の振替口座の明示）

第三十六条 振替地方債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替地方債の振替を行うための口座（第四十条第二項において「振替口座」という。）を、法第五条の八において準用する会社法第六百七十七条第二項の書面に記載し、又は法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百七十九条前段若しくは後段の契約を締結する際に当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第三十七条 法第五条の八において準用する会社法第六百七十七条第三項に規定する事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を

（地方債証券の払込み及び発行）

第三十六条 地方公共団体は、地方債証券の募集が完了したときは、遅滞なく、各地方債証券につきその全額の払込みをさせなければならない。

2 地方公共団体は、前項の払込みがあつたときは、遅滞なく、地方債証券を発行しなければならない。

（売出しの方法による地方債証券の発行）

第三十七条 地方公共団体は、売出しの方法によつて地方債証券を発行する場合においては、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 第三十三条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 地方債証券の売出しの期間

示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（割当金額等の通知期日）

第三十八条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百七十八条第二項に規定する政令で定める期日は、第三十三条第十号の期日とする。

（地方債証券の記載事項）

第三十九条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百九十七條第一項第三号に規定する政令で定める事項は、地方債証券等の種類とする。

三 地方債証券の売出しの価額

四 地方債証券の売出しを委託した会社があるときは、その商号
五 次条に規定する事項

（地方債証券の売上額がその総額に達しない場合の特則）

第三十八条 売出期間内に売り上げた地方債証券の総額が前条の規定により公告した地方債証券の総額に達しない場合においては、その売上総額をもつて当該地方債証券の総額とする。

（振替地方債への準用等）

第三十九条 第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第三十七条及び前条の規定は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用がある地方債（以下この条、次条及び第四十三条第二項において「振替地方債」という。）を起す場合について準用する。この場合において、第三十三条第一項第四号中「券面金額」とあるのは「金額」と、同項第十号中「地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨」と、同条第二項中「数」とあるのは「数」、第三十九条第二項に規定する振替口座」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十四条の規定の適用がある場合においては

(交付の方法による振替地方債の発行)

第四十条 地方公共団体は、その発行する振替地方債の交付をしようとするときは、社債等振替法の規定の適用がある旨を交付を受けようとする者に示さなければならない。

2 (略)

(削る)

、振替地方債を引き受けようとする者は、その引受けの際に、自己のために開設された当該振替地方債の振替を行うための口座（次項及び次条第二項において「振替口座」という。）を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

3 振替地方債の売出しに応じようとする者は、振替口座を当該振替地方債を起こす地方公共団体に示さなければならない。

(交付の方法による振替地方債の発行)

第四十条 地方公共団体は、交付の方法によつて振替地方債を起こす場合においては、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨を交付を受けようとする者に告げなければならない。

2 前項の場合において、振替地方債の交付を受けようとする者は、振替口座を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

(地方債証券の記載事項)

第四十一条 地方債証券には、次に掲げる事項を記載し、地方公共団体の長がこれに記名押印しなければならない。

- 一 第三十三条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項
- 二 地方債証券の番号
- 三 地方債証券の発行の年月日

(削る)

(削る)

(地方債証券の記名式と無記名式との間の転換)

第四十二条 地方公共団体は、地方債権者の請求があつたときは、その記名式の地方債証券を無記名式とし、又はその無記名式の地方債証券を記名式としなければならない。ただし、地方債証券を発行する場合においてあらかじめ記名式又は無記名式に限ることにしたときは、この限りでない。

(地方債証券原簿)

第四十三条 地方公共団体は、その事務所に地方債証券原簿を備えて置かなければならない。

2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 地方債証券又は振替地方債の発行の年月日

二 地方債証券又は振替地方債の数

三 地方債証券の番号

四 第三十三条第一項第二号から第十一号まで、第十三号及び第十四号(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項

五 振替地方債については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨

六 元利金の支払に関する事項

3 地方公共団体は、地方債証券を記名式としたときは、前項に掲げる事

(削る)

(削る)

項のほか、その地方債権者の氏名及び住所並びに取得の年月日を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 | 地方公共団体は、記名式の地方債証券が質権の目的となつた旨を質権設定者から通知を受けたときは、質権者の氏名及び住所を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならない。

5 | 地方公共団体は、地方債証券原簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）をもつて作成することができる。

（地方債証券の利札が欠けている場合の特則）

第四十四条 地方公共団体は、無記名式の地方債証券を償還する場合において、まだ支払期日の到来していない利札で欠けているものがあるときは、これに相当する金額を償還額から控除するものとする。

2 | 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、地方公共団体は、これに応じなければならない。

（国外地方債証券の特例）

第四十五条 国外地方債証券（本邦以外の地域において発行する地方債証券をいう。以下同じ。）の発行、国外地方債証券の記名式と無記名式との間の転換、国外地方債証券に関する帳簿並びに欠けている利札のある国外地方債証券の償還及び当該利札の所持人に対する支払については、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、当該国外地方債証券の準

(公営企業)	抛法又は発行市場の慣習によることができる。
第四十一条 (略)	
(剰余金の計算方法)	
第四十二条 (略)	
(公営企業に係る剰余金)	
第四十三条 (略)	
(国の負担金等の交付時期)	
第四十四条 (略)	
2 (略)	
(国の負担金等を返還させる場合等の措置)	
第四十五条 (略)	(公営企業)
(都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業)	第四十六条 (略)
第四十六条 (略)	(剰余金の計算方法)
(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)	第四十七条 (略)
第四十七条 (略)	(公営企業に係る剰余金)
	第四十八条 (略)
	(国の負担金等の交付時期)
	第四十九条 (略)
	2 (略)
	(国の負担金等を返還させる場合等の措置)
	第五十条 (略)
	(都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業)
	第五十一条 (略)
	(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)
	第五十二条 (略)



○ 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（台帳価格） 第二十一条（略） 一〇四（略） 五（略） イ（略） ロ 法第二条第一項第六号に規定する社債又は地方債 社債原簿又は地方債原簿に記載され、又は記録された当該社債又は当該地方債の金額 ハホ（略）	（台帳価格） 第二十一条 国有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、収用に係るものは補償金額、租税の物納に係るものは収納価格、代物弁済に係るものは当該物件により弁済を受けた債権の額により、その他のものは次に定めるところにより定めなければならない。 一〇四（略） 五 法第二条第一項第六号に掲げる財産については、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる金額又は価格 イ（略） ロ 法第二条第一項第六号に規定する社債又は地方債 社債原簿又は地方債証券原簿に記載され、又は記録された当該社債又は当該地方債の金額 ハホ（略）

○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）（附則第三条関係）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条 （略） 2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第十一号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、<u>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）</u> <u>第一百十一条の二十二第四項</u>その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 （略）	（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条 （略） 2 法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第十一号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、<u>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）</u> <u>第三十三条第一項第十一号</u>その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 （略）

○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第一条 （略） 2 法第十条第七項第五号及び第六号の事業に関しては、<u>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）</u>第百十一条の二十二第四項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、組合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 （略）	（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第一条 （略） 2 法第十条第七項第五号及び第六号の事業に関しては、<u>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）</u>第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（主務省令で定めるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、組合をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 （略）

○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第八条の二 （略） 2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、<u>土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）</u>第百十一条の二十二第四項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 （略）	（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第八条の二 （略） 2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、<u>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）</u>第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 （略）

○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第三条の二 （略） 2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十一条の二十二第四 項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう 。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は 社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用に ついては、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は 銀行とみなす。 3 （略）	（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第三条の二 （略） 2 法第五十八条の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一 項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債 券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係 るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの の適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができ る会社又は銀行とみなす。 3 （略）

○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（債券の募集等に関する法令の適用） 第六条 法第五十四条第四項第八号及び第九号に掲げる業務に関しては、 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）<u>第百十一条の二十二第四項</u>その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、農林中央金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 2・3 （略）	（債券の募集等に関する法令の適用） 第六条 法第五十四条第四項第八号及び第九号に掲げる業務に関しては、 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第三十三条第一項第十一号</u>その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、農林中央金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 2・3 （略）

○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般会計とみなされる特別会計の範囲等） 第七十二条（略） 2（略） 3（略） 二〃四（略） 業 一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第四十一条</u>各号（公営企業）に掲げる事業その他法令においてその事業に係る収入及び支出を経理する特別会計を設けることが義務付けられている事業	（一般会計とみなされる特別会計の範囲等） 第七十二条（略） 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十五条（相互に関連する事務の共同処理）の一部事務組合が特別会計を設けて次に掲げる事業以外の事業を行う場合において、当該一部事務組合が、同法第二百八十七条の三第一項（第二百八十五条の一部事務組合に関する特則）の規定に基づき、その規約において当該事業に係る事件の議決の方法について特別の規定を設けたときは、当該事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の一般会計に係る業務として行う事業とみなす。 一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）<u>第四十六条</u>各号（公営企業）に掲げる事業その他法令においてその事業に係る収入及び支出を経理する特別会計を設けることが義務付けられている事業 3（略） 二〃四（略） 業

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用） 第十三条 （略） 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）その他の法令で社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。）の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託（以下この号において「社債募集等の委託」という。）に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、株式会社である保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する銀行をいう。以下同じ。）と、相互会社である保険会社を社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 二・三 （略）	（社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用） 第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。 一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）その他の法令で社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。）の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託（以下この号において「社債募集等の委託」という。）に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、株式会社である保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する銀行をいう。以下同じ。）と、相互会社である保険会社を社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 二・三 （略）

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）（附則第六条関係）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの） 第七条（略） 2ゝ4（略） 5 法第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十一条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。 一ゝ八（略） 6（略）	（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの） 第七条（略） 2ゝ4（略） 5 法第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。 一ゝ八（略） 6（略）